

第四六回

参第一〇号

国有林労働者の雇用の安定に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、国有林野事業に主としてその生計を依存している労働者の常時雇用を促進するために必要な措置を講じ、もつてこれらの労働者の生活の安定を図るとともに国有林野事業における労働力の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野の管理経営の事業及び国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

2 この法律において「国有林労働者」とは、国有林野事業に従事する一般職に属する国家公務員をいう。

（常時雇用）

第三条 国は、国有林労働者（常時雇用される者を除く。）として前年度及び前前年度においてそれぞれ継続して六箇月以上雇用された者又は前年度において継続して十二箇月雇用された者については、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者として雇用しなければならない。ただし、当該労働者が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条の規定に該当する場合及び心身の故障のため国有林野事業に従事するのに適しないと認められる場合は、この限りでない。

（事業量の増大等）

第四条 国は、前条の規定によつて雇用する国有林労働者が一年を通じて労働することができるようにするため、できる限り、新規国有林野事業の開拓、国有林野事業の民間委託による実施の廃止等の措置により国が直接実施する国有林野事業の事業量の増大を図るとともに、国有林野事業の実施については、年間を通じての各月の作業量がおおむね平均するように計画してこれを行なわなければならない。

（再雇用）

第五条 国は、前年度において継続して六箇月以上国有林労働者（常時雇用される者を除く。）として雇用した者で第三条の規定により常時雇用する国有林労働者とならなかつたものについては、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者以外の国有林労働者として雇用するように努めなければならない。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

（特別休業手当）

第六条 国は、降雪又は積雪により休業する場合には、その休業期間中当該常時雇用する国有林労働者に対して、給与準則の定めるところにより、その平均賃金（次条の規定により読み替えられた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の平均

賃金をいう。)の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

(平均賃金等の計算の特例)

第七条 常時雇用する国有林労働者に対する労働基準法及び国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の適用については、労働基準法第十二条第三項第三号中「使用者の責に帰すべき事由」とあるのは「使用者の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪」と、国家公務員災害補償法第四条第三項第三号中「国の責に帰すべき事由」とあるのは「国の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪による休業」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

理 由

国有林野事業に主としてその生計を依存している労働者の生活の安定を図るため、その常時雇用を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約一億一千万円、平年度約五億二千万円の見込みである。